

鳥取県告示第538号

平成8年鳥取県告示第250号（漁業近代化資金の利子補給率について）の一部を次のように改正する。
 平成19年6月20日前に貸し付けられた漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成19年6月20日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後						改正前						
	利子補給率						利子補給率					
	漁業近代化資金融通法（昭和44年法律第52号。以下「法」という。）第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（漁業近代化資金融通法施行令（昭和44年政令第209号。以下「令」という。）に規定する団体に限る。）に貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同項第10号に掲げる者）にあっては、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同項第10号に掲げる者）にあっては、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合		漁業近代化資金の種類	漁業近代化資金の種類	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者（漁業近代化資金融通法施行令（昭和44年政令第209号。以下「令」という。）に規定する団体に限る。）に貸し付ける場合	法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合	法第2条第2項第2号及び第4号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同項第10号に掲げる者）にあっては、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合	法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者（同項第10号に掲げる者）にあっては、令第5条に規定する団体を除く。）に貸し付ける場合
略						略						
4 規則別表第3号に掲げる資金	略	略	略	年0.45パーセント	年0.45パーセント	4 規則別表第3号に掲げる資金	略	略	略	年0.4パーセント	年0.4パーセント	4 規則別表第3号に掲げる資金
5 規則						5 規則						5 規則

別表第 4号に 掲げる 資金	略	略	略	年0.45パー セント	年0.45パー セント	別表第 4号に 掲げる 資金	略	略	略	年0.4パー セント	年0.4パー セント
略						略					
8 規則 別表第 7号に 掲げる 資金			略	年0.45パー セント	年0.45パー セント	8 規則 別表第 7号に 掲げる 資金			略	年0.4パー セント	年0.4パー セント
9 規則 別表第 8号に 掲げる 資金	略	略	略	年0.45パー セント	年0.45パー セント	9 規則 別表第 8号に 掲げる 資金	略	略	略	年0.4パー セント	年0.4パー セント